

大口定期預金

1. 商品名	・自由金利型定期預金
2. お取扱できるお客様	・個人、法人の別を問いません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヶ月超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元 利金継続）の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応 答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）、および満期日以降に 分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からそ の中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70% 小 数点第4位以下切り捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復 興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離 課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とと もに払い戻します。 (1) 預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率（小数点第4位以下切捨て）と解約日の普 通預金利率のうち、いずれか低い利率 (2) 預入日の1ヶ月後の応答日以降に解約する場合 次のA.およびB.の算式により計算した利率のうちいずれか低い利 率。ただし、B.の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0% を下限とします A. 約定利率×70% B. 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数 （注） a）基準利率については、窓口にお尋ねください。

1 1. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口でお問合わせいただくかインターネットのホームページをご覧ください。
1 2. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、<u>お取引のある営業店または下記の窓口</u>にお申し出ください。 【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://yamachuu-ca.co.jp/ ・紛争解決措置 仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）
1 3. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利率は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。

平成29年4月1日現在